

現場代理人の常駐義務緩和措置について

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する当面の取扱いを下記のとおりとする。

記

1 緩和の対象となる場合の工事

- (1) 近接工事等（次のいずれかに該当する工事）
 - ① 近接工事
 - ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
- (2) 請負金額が3,500万円未満の工事

2 兼務できる工事件数

- (1) 兼務できる工事件数は3件までとする。（災害復旧工事又は復興事業計画に位置付けされた工事との兼務のみとする。）
- (2) 近接工事等については、1件とみなして加算する。

3 その他の条件

工事内容等により、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には兼務を認めない。

4 留意事項

- (1) 常駐義務緩和措置により複数現場を兼務することとなった工事現場において、次の事項を必ず履行すること。履行されていないことが確認された場合には、緩和は認めない。
 - ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる不在時責任者を指定し、必ず配置すること。
 - ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。※ ただし、緩和措置対象工事を施工する場合は、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
 - ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ 他の工事が中止または休止となっている場合
 - ④ 常駐義務緩和対象工事に係る連絡体制表を作成し、関係する監督員全員に提出すること。
 - ⑤ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (2) 緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。
 - (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除する。
 - (4) 緩和措置を取り消された場合には、取り消された事由により一定期間、当該受注者に対する常駐義務緩和措置を認めない。
 - (5) 現場代理人の常駐義務緩和措置は、田村市発注工事のみを対象とする。国や福島県などの建設工事等との兼務は認めない。

5 変更契約時の取扱い

兼務している工事のうち、契約変更（増額変更）が生じたことにより、緩和要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認める工事とする。

6 適用日

令和2年2月12日 以降に申請のあった案件から適用する。
（現在、施行中の案件も対象とする。）

現場代理人の常駐義務緩和対象工事に係る連絡体制表

受注者名	
所在地	
電話番号	
現場代理人氏名	
携帯電話番号	

(工事の概要)

工事名			
工期	～	～	～
工事の場所			
請負額			
担当課			
内線番号			
監督員氏名			

(受注者連絡先)

主任技術者			
携帯番号			
不在時責任者			
携帯番号			

(その他の業者連絡先：専門技術者等を記載すること、枠は必要に応じて増減すること)

携帯番号			
携帯番号			
携帯番号			

緩和の対象が増えた場合には、すべての関係する監督員に提出すること。